福岡県公報

令和８年11月13日
第　743　号

目　次

告　示（第671号－第675号）

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知　（農山漁村振興課）……2

公　告

○種畜証明書の交付　（畜　産　課）……2

告　示

福岡県告示第671号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月13日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字鏡山字船ノ川内1353の13、字桃ノ木尾1423、字杉谷1457

2　指定の目的

水源の涵養

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第672号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月13日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　保安林予定森林の所在場所

飯塚市山口字米ノ山1203、1204の１、1204の２、1208の10、1208の27、字高塚1205の１、1205の２、1533の２、字道官1506の26、字勘四郎1538の３

2　指定の目的

水源の涵養

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部法務・県民情報課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

福岡県告示第673号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月13日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字ナカノ2016の18、字山口2343の15、2423、2426、2432の１、字仙道3392の69

２　指定の目的

水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第674号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月13日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　保安林予定森林の所在場所

飯塚市山口字サコ245の１（次の図に示す部分に限る。）、245の４、247、249の３、253

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第675号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月13日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　解除予定保安林の所在場所

朝倉郡東峰村大字宝珠山字仙道5257の８、5258の３

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

道路用地とするため

公　　告

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第８条第１項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があっ

たので、同条第２項の規定により公示する。

令和８年11月13日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　馬（ＫＷＰＮ種）

種畜証明書番号	名　前	生年月日	産　地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020001	アブドラードワイエイチ	平成17年６月18日	オランダ	２級	その他	宗像市 有限会社カナディアンキャンプ乗馬クラブ

２　馬（クォーターホース種）

種畜証明書番号	名　前	生年月日	産　地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
22640010001	ＣＯＬＯＮＥＬＴＡＧ	平成31年４月10日	栃木県足利市	級外	その他	宗像市 有限会社カナディアンキャンプ乗馬クラブ